

重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項

〔令和元年12月13日〕
〔文化庁長官裁定〕
〔令和2年4月1日〕
〔改 正〕

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第35条第1項、第83条、第118条、第120条、第141条第3項、第146条及び第172条第5項の規定に基づき、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要文化財等」という。）の管理に要する経費並びに古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）の管理に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、所有者又は法第32条の2、第80条、第113条若しくは第172条の規定により重要文化財等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区及び歴史の道の補助事業者は地方公共団体とする。また、3.（2）については、重要文化財（美術工芸品）の所有者が地方公共団体である場合を除く。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。ただし、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の事業については、地方公共団体が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し地方公共団体がその経費を補助する事業とする。

（1）防災施設

- ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防盜・防犯施設の設置工事（土木・建築工事であって、施設と一体的に整備されるものに限る。）
- イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事
- ウ 耐震対策工事
- エ 災害復旧工事

（2）保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。）

- ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事（増改築を含む。）
- イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等
- ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等
- エ 災害復旧工事

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

（1）防災施設

- ① 主たる事業費
 - ア 防災工事経費
 - イ 耐震対策工事経費
 - ウ その他工事経費
 - エ 設計料及び監理料
 - オ 間接事業経費
- ② その他の経費
 - ア 工事報告書印刷経費
 - イ 事務経費

（2）保存活用施設

- ① 主たる事業費

- ア 建設工事費
- イ 防災施設工事費
- ウ その他工事費
- エ 設計料及び監理料

② その他の経費

- ア 工事報告書印刷経費
- イ 事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業については、当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。ただし、3.(2)保存活用施設については、事業費のうち、対象文化財の収蔵に最小限必要な平面積(基準面積)分の施設建設費について補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%
10.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

国の会計年度に基づき全工期(事業期間)の年度数

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業(重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業を含む。)については、同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

ウ 史跡名勝天然記念物の事業については、当該補助事業者が個人である場合の補助率は補助対象経費の70%とする。

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市に

あつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。ただし、史跡名勝天然記念物及び歴史の道の事業については除く。

（3）当該補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

（4）補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあつては65%とする。ただし、史跡名勝天然記念物の事業については除く。

（5）当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

（6）補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（7）補助事業者が令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

6. 経過措置

令和元年度以前から他の国庫補助要項に基づき継続している事業のうち、本国庫補助要項に基づき事業を実施することに伴い補助率が変更する場合は、事業着手（補助率の再計算を含む。）から5年以内であれば、前年度の補助率を適用するものとする。ただし、事業着手（補助率の再計算を含む。）から5年を超えたものについては、再度補助率の見直しを行うものとする。

			<p>人件事務費</p> <p>技術指導料</p> <p>間接補助事業費</p> <p>本工事費</p> <p>共通工事費 附帯工事費</p>	<p>委託料</p> <p>給 与 報 酬 職員手当等</p> <p>共 済 費 旅 費 技術指導料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p> <p>給 与 報 酬 職員手当等</p> <p>共 済 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料</p> <p>使用料及び貸借</p> <p>工事請負費 原 材 料 費</p> <p>本工事費に準ずる</p>	<p>設 計 料 監 理 料</p> <p>(一般職)給料 時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当</p> <p>費 用 弁 償 技術指導料</p> <p>時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当</p> <p>労 災 保 険 〇 〇 保 険 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費 保 管 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 〇 〇 費 〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託 〇 〇 委 託 借 料 及 び 損 料 〇 〇 損 料 請 負 費 工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 〇〇資材費 雑 資 材 費</p>	<p>直営で工事施工する場合の技能員等経費</p> <p>寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、退職手当</p> <p>会計年度任用職員を含む</p> <p>ア～エの事業を補助事業として実施する場合</p> <p>本工事費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料</p> <p>機械器具の修繕料</p> <p>材料保管料、対象文化財保管料 運搬料、対象文化財運搬料</p> <p>埋蔵文化財包蔵地事前調査等</p>
	<p>オ 間接事業経費</p> <p>(2) 保存活用施設 ア 建設工事費</p>	<p>イ 防災設備工事費</p> <p>ウ その他工事費</p>	<p>アに準ずる</p>			

	工 設計料及監理料	委 託 料	委 託 料	設 計 料 監 理 料	
そ の 他 の 経 費	事務経費	事 務 費	委 託 料 旅 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料	不動産鑑定料 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇 〇 費 通信運搬費	文具等 写真焼付、工事報告書 本工事以外のもの